



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

233	家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施	(畜産課).....	1
234	家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施	(").....	2
235	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
236	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	4
237	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	4
238	都市公園の区域変更	(都市政策課).....	4

告 示

和歌山県告示第233号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施の目的

- (1) ヨーネ病の発生予防のため
- (2) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (5) 腐蝕病の発生予防のため
- (6) アカバネ病の発生予察のため
- (7) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (8) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) ヨーネ病検査 県内全域
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 腐蝕病検査 県内全域
- (6) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病検査 牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛に限る。）
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく

届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (5) 腐蛆病検査 蜜蜂
- (6) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (7) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (8) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) ヨーネ病検査 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 腐蛆病検査 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (6) アカバネ病検査 原則として令和6年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (7) アイノウイルス感染症検査 原則として令和6年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (8) チュウザン病検査 原則として令和6年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (5) 腐蛆病検査 臨床検査及び細菌検査
- (6) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (7) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (8) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第234号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) 豚熱の発生予防のため
- (7) 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎の発生予防のため
- (9) 炭疽^まの発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) 豚熱予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 紀南家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (9) 炭疽予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) 豚熱予防注射 豚
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (9) 炭疽予防注射 牛

4 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 牛ウイルス性下痢等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚熱予防注射 豚熱予防液を皮下又は筋肉内に注射する。
- (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
- (9) 炭疽予防注射 炭疽予防液（無莢膜弱毒株^{きょう}）を皮下に注射する。

和歌山県告示第235号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年3月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第236号

令和6年和歌山県告示第147号（以下「告示第147号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年3月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方

奥一郎

上地正吾

上地清士

沖勇

新屋修

上根義男

南新二

山口久雄

田中政視

山口雅夫

高瀬農事実行組合

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第147号のとおり

和歌山県告示第237号

令和6年和歌山県告示第141号（以下「告示第141号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をすさみ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年3月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方

城本昇次

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第141号のとおり

和歌山県告示第238号

昭和51年和歌山県告示第786号（都市公園の設置）で設置した和歌公園の区域を次のように変更するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

令和6年3月15日

1 名称 和歌公園

2 位置

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 和歌山市和歌浦中三丁目1738番の一部 505.29平方メートル

3 区域 別添図面のとおり

4 変更後の区域の供用開始の期日 令和6年3月15日

(「別添図面」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に備え置いて40日間縦覧に供する。)